

Ⅱ 出願資格及び出願要件

総合型選抜（自己推薦型選抜）に出願できる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、志願する学部・学科等が指定する令和8年度大学入学者選抜大学入学共通テストの所定の教科・科目を受験し、**合格した場合は入学することを確約できる者**です。

過年度の大学入学共通テストの成績については、令和8年度入学者選抜には利用しません。

なお、学校教育法第90条第2項による高等学校2年生からの飛び入学については、本学では実施しません。

- 1 高等学校又は中等教育学校を卒業した者及び令和8年3月までに卒業見込みの者
- 2 特別支援学校の高等部又は高等専門学校の3年次を修了した者及び令和8年3月までに修了見込みの者
- 3 学校教育法施行規則第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者及び令和8年3月までにこれに該当する見込みの者（次の(1)から(6)のいずれかに相当する者）
 - (1) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者及び2026年3月までに修了見込みの者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
 - (2) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者及び2026年3月までに修了見込みの者
 - (3) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で、文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者及び令和8年3月までに修了見込みの者
 - (4) 文部科学大臣の指定した者
 - (5) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験（旧規程による大学入学資格検定を含む。）に合格した者及び令和8年3月までに合格見込みの者で、令和8年3月31日までに18歳に達するもの
 - (6) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で令和8年3月31日までに18歳に達するもの

ただし、上記出願資格1、2及び3(1)～(5)のいずれにも該当せず、**3(6)により出願を希望する者は、出願前に個別の入学資格審査が必要となります。**

入学資格審査の詳細（申請期間、申請方法等）については、本学ホームページの「入学資格審査」（<https://www.kagoshima-u.ac.jp/exam/sikakusinsa.html>）に掲載されている当該年度の入学資格審査実施要領を確認してください。

なお、入学資格審査は、確認に時間を要するため、余裕を持って申請してください。